

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公表番号】特表2005-527512(P2005-527512A)

【公表日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-036

【出願番号】特願2003-574126(P2003-574126)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/365	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)
A 6 1 P	3/08	(2006.01)
A 6 1 P	23/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	39/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/365
A 6 1 P	3/02
A 6 1 P	3/08
A 6 1 P	23/00
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	25/08
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	25/16
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	39/02
A 6 1 P	43/00
	1 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月25日(2006.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトまたは動物における認知能力を増強するための薬剤であって、薬学的に許容される担体中に認知能力を増強するために効果的な量のPKC活性化因子を含む薬剤。

【請求項2】

請求項1に記載の薬剤であって、前記PKC活性化因子がPKC_α、PKC_β、およびPKC_γを選

択的に活性化する薬剤。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の薬剤であって、前記 PKC活性化因子がマクロサイクリックラクトン、ベンゾラクタム、ピロリジノン又はその組み合わせである薬剤。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがブリオスタチングラスまたはネリストチングラス化合物である薬剤。

【請求項 5】

請求項 3 に記載の薬剤であって、前記 PKC活性化因子がブリオスタチン-1からブリオスタチン 18 であるか又はネリストチチン-1 である薬剤。

【請求項 6】

請求項 1 に記載の薬剤であって、前記の増強された認知能力が学習、記憶、または注意である薬剤。

【請求項 7】

請求項 5 に記載の薬剤であって、前記動物が靈長類である薬剤。

【請求項 8】

請求項 5 に記載の薬剤であって、前記動物が非靈長類である薬剤。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の薬剤であって、前記の投与される PKC活性化因子の量が神経疾患または障害の認知損傷を治療するために効果的な量である薬剤。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の薬剤であって、前記神経疾患がアルツハイマー病、多重梗塞性痴呆症、パーキンソン病と関連する又はしないアルツハイマー病のローリー体バリアント；クロイツフェルトヤコブ病、カルサコフ障害、或いは注意欠陥多動性障害である薬剤。

【請求項 11】

請求項 9 に記載の薬剤であって、前記障害が年齢、電気痙攣療法または脳損傷に関連する薬剤。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の薬剤であって、前記脳損傷が発作、麻醉事故、頭部外傷、低血糖、一酸化炭素中毒、リチウム中毒またはビタミン欠乏症により生じた薬剤。

【請求項 13】

請求項 1 に記載の薬剤であって、前記 PKC活性化因子が sAPP の増加を生じるために効果的な量で投与される薬剤。

【請求項 14】

イオンチャネルの細胞調節を変化させるための薬剤であって、イオンチャネルの細胞調節を変化するために効果的な量の PKC活性化因子および薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 15】

請求項 14 に記載の薬剤であって、前記調節がインビボまたはインビトロ調節である薬剤。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の薬剤であって、前記イオンチャネルが K⁺ または Ca⁺⁺ チャンネルである薬剤。

【請求項 17】

神経腫瘍 (neurotumors) を治療するための薬剤であって、前記神経腫瘍を治療するために効果的な量のマクロサイクリックラクトンおよび薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 18】

請求項 17 に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがブリオスタチングラスまたはネリストチングラス化合物である薬剤。

【請求項 19】

sAPPを調節するための薬剤であって、sAPPを調節するために効果的な量のマクロサイクリックラクトンおよび薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 20】

請求項19に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがPKCを活性化する薬剤。

【請求項 21】

請求項19に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがブリオスタチンクラスまたはネリストチンクラス化合物である薬剤。

【請求項 22】

請求項19に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがブリオスタチン-1からブリオスタチン18であるか、又はネリストチン-1である薬剤。

【請求項 23】

-セクレターゼを調節するための薬剤であって、-セクレターゼを調節するために効果的な量のマクロサイクリックラクトンおよび薬学的に適切な担体を含む薬剤。

【請求項 24】

請求項23に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがブリオスタチンクラスまたはネリストチンクラス化合物である薬剤。

【請求項 25】

請求項23に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがブリオスタチン-1からブリオスタチン18であるか、又はネリストチン-1である薬剤。

【請求項 26】

請求項23に記載の薬剤であって、前記マクロサイクリックラクトンがインビボまたはインビトロで投与される薬剤。

【請求項 27】

請求項23に記載の薬剤であって、前記の-セクレターゼの調節が、アミロイドplaques形成を減少させ、アルツハイマー病の患者における認知能力を増強する薬剤。

【請求項 28】

アルツハイマー病を治療するための薬剤であって、アルツハイマー病を治療するために効果的な量のマクロサイクリックラクトンおよび薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 29】

アルツハイマー病を治療するための薬剤であって、アルツハイマー病を治療するために効果的な量のブリオスタチン-1および薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 30】

ヒトまたは動物における認知能力を増強するための薬剤であって、薬学的に許容される担体中に認知能力を増強するために効果的な量のブリオスタチンまたはネリストチンクラス化合物を含む薬剤。

【請求項 31】

ヒトまたは動物における認知能力を増強するための薬剤であって、薬学的に許容される担体中に認知能力を増強するために効果的な量のブリオスタチン-1を含む薬剤。

【請求項 32】

-セクレターゼを調節するための薬剤であって、効果的な量のブリオスタチンまたはネリストチンクラス化合物および薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 33】

-セクレターゼを調節するための薬剤であって、-セクレターゼを調節するために効果的な量のブリオスタチン-1および薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 34】

細胞に神経保護効果(a neuroprotective effect)を提供するための薬剤であって、低酸素イベント(hypoxic event)を受けた細胞に対して神経保護効果を提供するために効果的な量のブリオスタチンまたはネリストチンクラス化合物および薬学的に許容される担

体を含む薬剤。

【請求項 3 5】

細胞に神経保護効果を提供するための薬剤であって、低酸素イベントを受けた細胞に対して神経保護効果を提供するために効果的な量のブリオスタチン-1および薬学的に許容される担体を含む薬剤。

【請求項 3 6】

アミロイドplaque形成の減少のための薬剤であって、アミロイドplaque形成を減少させるために効果的な量のブリオスタチン1および薬学的に許容される担体を含む薬剤。